

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり  
公告します。

平成26年1月29日

京都市長 門川 大作

## 1 競争入札に付する事項

本件は、下記(1)ア～ウの工事について、一括して入札し、契約しようとするものである。

### (1) 工事名称

- ア (主)京都広河原美山線(二ノ瀬バイパス)道路改良(その11)工事
- イ (主)京都広河原美山線(二ノ瀬バイパス)道路改良(その12)工事
- ウ (主)京都広河原美山線(二ノ瀬バイパス)道路改良(その11)(その12)  
公共関連工事

### (2) 工事場所

- ア 主要府道 京都広河原美山線 京都市左京区静市野中町他 地内
- イ 主要府道 京都広河原美山線 京都市左京区静市野中町 地内
- ウ 主要府道 京都広河原美山線 京都市左京区静市野中町 地内

### (3) 工事概要

- ア 工事延長 1,600メートル

道路土工：一式、アスファルト舗装工：7,320平方メートル、コンクリート  
舗装工：6,557平方メートル、擁壁工：137メートル、排水構造物工：2,  
259メートル、仮設工：一式

- イ 工事延長 200メートル

道路土工：一式、コンクリートブロック積：79平方メートル、側溝工：50メ  
ートル、重力式擁壁：17立方メートル、舗装工：1,170平方メートル、仮  
設工：一式

- ウ 工事延長 523メートル

プレキャストカルバート工：41メートル、路側防護柵工：51メートル、防止  
柵工：205メートル、植栽工：一式

### (4) 工期

ア 契約の日から平成27年3月13日まで

イ 契約の日から平成27年3月13日まで

ウ 契約の日から平成27年3月13日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

(1)アは、平成25年度及び26年度に、各会計年度の出来高予定額の4割を超えない範囲（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできないこととする。

各支払年度における支払限度額は、前払金については3億円とし、中間前払金については1億5,000万円とする。

(1)イ、ウは、それぞれの請負金額相当額の4割を超えない範囲（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできないこととする。

イ 部分払

(1)ア～ウ共に、出来形部分に相応する部分払は、必要に応じて行う。ただし、中間前払金を請求した後は、部分払を請求することはできないこととする。

(6) 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。

2 入札までの手続

(1) 3の入札参加資格に関する事項について、4のとおり入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者とする。

(2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。

(3) 当該有資格者に対して設計図書の複写を承認し、当該有資格者が設計図書の複写（有料）を入手することにより入札を行う。ただし、下記(5)アに該当する者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることができる（この場合、4(3)のとおり、あらかじめ京都市電子入札システムを通じて、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しておく必要がある。）。

(4) 本件入札は、総合評価方式（簡易型）により行う。その概要は5において示す。

なお、詳細については、参加資格確認通知時に交付する「（主）京都広河原美山線

(二ノ瀬バイパス)道路改良(その11)工事,(主)京都広河原美山線(二ノ瀬バイパス)道路改良(その12)工事,(主)京都広河原美山線(二ノ瀬バイパス)道路改良(その11)(その12)公共関連工事 落札者決定基準」(以下「落札者決定基準」という。)において示す。

- (5) 本件入札は,京都市電子入札システムにより行う。ただし,総合評価に係る技術資料等については,4(2)ア(ア)の場所へ持参し,提出することとする。

京都市電子入札システムによる入札は,次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので,かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで,京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が,インターネットを利用して入札データを送信する(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

イ 入札端末機利用者カード(京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が,京都市行財政局財政部契約課(以下「契約課」という。)に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する(以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。)

### 3 入札参加資格に関する事項

共同企業体として,次に掲げる条件を全て満たしていること。

#### (1) 構成員の資格要件

本件一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出する日の前日において,現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって,申請書を提出した日(オ及びカにあつては,提出の日から競争入札参加資格確認の日までの間)において次に掲げる全ての条件を満たす者

ア 代表者となる構成員は,京都市内に本店を有し,かつ建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けており,経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27の規定によるもので,同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており,開札日において有効(審査基準日から1年

7箇月以内)なもの。以下同じ)における「土木一式」の総合評定値が900点以上あること。また、単独又は共同企業体の構成員として元請け受注した1件の工事で、次の(ア)~(ウ)の全ての要件を満たす工事の施工実績があること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績である場合には、出資比率20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置した場合に限る。

(ア)「国」,「地方公共団体」,「地方道路公社法に基づく道路公社」又は「高速道路株式会社法に基づく高速道路株式会社(前身である道路公団を含む。)」が発注したものであること。

(イ)平成10年度以降に受注し、完成済みであること。

(ウ)道路(車道)を築造するために実施された施工面積2,000平方メートル以上のセメント・コンクリート舗装の施工が工事内容に含まれていること。(ただし、道路とは道路法により定められた道路とする。)

イ 代表者以外となる構成員は、京都市内に本店を有し、かつ建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けており、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が850点以上あること。

ウ 全ての構成員が、建設業法に基づく「土木工事業」に係る監理技術者(監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けている者)に限る。以下同じ)を1名配置し得ること。

なお、当該技術者については、次の条件を全て満たしていること。

(ア)一般競争入札参加資格確認申請日において、他の工事に技術者又は現場代理人として配置されていないこと。

(イ)契約工期において、専任で配置が可能な者であること。

(ウ)落札後において、実際に配置する技術者の変更は認められないこと。

(I)常勤の自社社員であり、かつ、一般競争入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

エ 構成員は、本件工事に係る2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

オ 要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

カ 契約課が実施した当該種目における一般競争入札(共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。)に応札し、低入

札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより，新たな入札への参加を制限されていないこと。

また，契約課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）において，低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

ただし，低入札調査基準価格を事前公表しない案件において，調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

キ 本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と本件入札に参加しようとする別の共同企業体の構成員との関係が次の各号のいずれかの関係に該当する場合は，そのうちの二者しか本件入札に参加できない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし，子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし，aについては，会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が，他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が，他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

(2) 結成方法

2者による自主結成とする。

(3) 出資比率

構成員の出資割合の下限は、30パーセントとする。

(4) その他

ア 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が本市へ使用印鑑として届け出ているものを使用すること。

イ 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

ウ 共同企業体の成立日は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出日とすること。

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 共同企業体の構成員全ての建設業法に基づく「土木工事業」の許可通知書又は許可証明書（写でも可）

ウ 共同企業体の構成員全ての直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なもの）の写し

エ 施工実績調書（用紙交付）

3(1)アの施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

オ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(1)ウの技術者を記載し、その者の監理技術者資格者証（表裏両面）の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

なお、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること、及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

カ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（用紙交付）

キ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（原本3部）

国土交通省が示す様式で、平成14年3月29日付国総振第162号により改正後のもの。

なお、インターネット利用者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（1部）及び特定建設工事共同企業体協定書（3部）を申請書の提出の日の前日までに4(2)ア(ア)の場所まで持参し確認を受けること。特定建設工事共同企業体協定書は原本3部を確認のうえ、2部を返却する。

(2) 申請書等の交付期間及び交付場所

ア 書面による交付

(ア) 場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

（電話075-222-3313）

(イ) 期間

公告の日から平成26年2月13日（木）正午まで。ただし、京都市の休日を含め定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ インターネットからのダウンロード

契約課のホームページに、4(2)ア(イ)の期間終了まで、入札公告及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4判の帳票として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 申請書等の提出方法等

端末機利用者は、4(2)アの場所及び期間内に、4(1)の書類を持参し、提出すること。

インターネット利用者は、申請書を提出する日の前日までに、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（1部）及び特定建設工事共同企業体協定書（3部）を4(2)ア(ア)の場所まで持参し確認を受けた後、4(2)ア(イ)の期間内に、京都市電

子入札システムの本件に係る電子入札システムの申請書に必要な事項を入力のうち、4(1)ア～オに掲げる書類をワード、エクセル(Office2007で扱えること。)又はPDFファイル(Adobe Reader8.0で扱えること。)にして添付し、電子証明書を添えて京都市電子入札システムに送信すること。

申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、申請書等を持参する者は、正午から午後1時までを除く。)とする。

#### (4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨の通知があった者は、京都市電子入札システムにより、設計図書及び総合評価に係る落札者決定基準等をダウンロードすることができる。(ただし、端末機利用者は、4(2)ア(ア)の場所で、速やかに本件工事の設計図書の複写承認申請書及び総合評価に係る落札者決定基準等の交付を受けると共に、本市の指定する印刷所で、本市の指定する期間内に設計図書の写し(有料)を入手すること。)

##### ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

##### イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

##### ウ 通知予定期日

平成26年2月18日(火)

##### エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成26年2月20日(木)午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し、提出すること。

#### 5 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行う。

##### (1) 技術資料等の提出

必要事項等について記載漏れのない技術資料等を提出すること。



なお、提出期日及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期限 平成26年3月3日(月)午後5時まで

イ 提出場所 4(2)ア(ア)に同じ。

(2) ヒアリングの実施

配置する予定の監理技術者に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリング(以下「ヒアリング」という。)を実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、別途通知する。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

(3) 技術資料の評価

入札参加資格の確認結果通知の際に交付する落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

なお、本件の配置予定技術者については、落札者決定基準において、次のとおり評価することとしている。

ア 平成10年度以降に単独又は共同企業体の構成員として元請け受注し、技術資料提出期日までに完成済みの、「国」、「地方公共団体」、「地方道路公社法に基づく道路公社」又は「高速道路株式会社法に基づく高速道路株式会社(前身である道路公団を含む。)」が発注した工事のうち、共同企業体の代表者となる構成員の配置予定技術者が監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事した同種工事の施工実績を1件評価する。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績である場合には、出資比率20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置した場合に限る。

なお、主任技術者又は現場代理人として従事した施工実績は、実績として記載した工事の契約工期末までに、監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けていた場合に限り評価する。(監理技術者としての実績がある場合：加算点1点、主任技術者又は現場代理人としての実績がある場合：加算点0.5点)

上記の同種工事とは、道路(車道)を築造するために実施された施工面積2,000平方メートル以上のセメント・コンクリート舗装の施工が工事内容に含

まれている工事であること。（ただし、道路とは道路法により定められた道路とする。）

イ 平成18年度以降に単独又は共同企業体の構成員として元請け受注し、技術資料提出期日までに完成済みの、「国」、「地方公共団体」、「地方道路公社法に基づく道路公社」又は「高速道路株式会社法に基づく高速道路株式会社（前身である道路公団を含む。）」が発注した工事のうち、共同企業体の代表者となる構成員の配置予定技術者が監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した代表的な工事の施工実績の工事成績評定点を1件評価する。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績である場合には、出資比率20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置した場合に限る。（監理技術者として従事した工事成績評定点：80点以上の場合は加算点2点、75点以上80点未満の場合は加算点1点）

なお、主任技術者又は現場代理人として従事した施工実績は、実績として記載した工事の契約工期末までに、監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けていた場合に限り評価する。（主任技術者又は現場代理人として従事した工事成績評定点：80点以上の場合は加算点1点、75点以上80点未満の場合は加算点0.5点）

代表的な工事は、同種工事かどうかは問わない。

ウ 共同企業体の代表者となる構成員の配置予定技術者について、下記の(ア)又は(イ)のいずれかの資格等の有無について評価する。（いずれかの資格等がある場合：加算点1点）

(ア) 1級土木施工管理技士の資格取得から技術資料提出期日までの期間において、10年以上の経験の有無

(イ) 1級舗装施工管理技術者(日本道路建設業協会)の資格の有無

エ 共同企業体の代表者となる構成員の配置予定技術者が、CPDS（（社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度）において、平成23年度又は平成24年度に取得した各年度の学習単位の取得状況により評価する。

ただし、対象とする期間は各年度において4月1日から3月31日の1年間とする。

## 6 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者（(1)から(4)にあつては、その共同企業体の構成員）が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)の通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) 契約課が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。
- (5) 5(1)に示す技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当するときのほか、提出期限までに必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

なお、技術資料を提出しない場合には、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、競争入札への参加停止措置を行う。

- (6) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

## 7 入札方法等

### (1) 技術資料の取扱い

技術資料による技術提案については、設計変更の対象としない。

- (2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(5)の方法により入札すること。
- (3) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。

また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(2)ア(イ)の期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（4(2)アの場所及び期間内に4(1)の書類を別途提出し、入札参加資格があると認められた者に限る。）が入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる（入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機

利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。 )。

- (4) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。
- (5) 入札を行う者は、次のア又はイの方法により、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載したうえ、ワード、エクセル (Office2007 で扱えること。 ) 又は P D F ファイル (Adobe Reader8.0 で扱えること。 ) にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印したうえで、封入、封かんし、封筒表面にも工事名及び工事場所、会社の商号又は名称を記載して、入札期間の終了までに4(2)ア(ア)の場所に持参すること。

- (6) 上記(5)の積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (7) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。  
入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。
- (8) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者以上であるときは、その者の商号 (法人にあつては名称)、予定価格を入札の前に公表する。  
なお、最低制限価格については、開札日に公表する。
- (9) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が一者であるときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。
- (10) 本件入札において、入札者が一者であるときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

- (1) 入札参加資格申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場合等、入札書の提出前に限り辞退することができる。ただし、事前に辞退の理由を記した入札辞退書を提出し、契約課の承認を得た上で、電子入札システムにおいても辞退申請を行うこと。

## 8 入札期間、開札予定日時及び落札者の決定等

### (1) 入札期間

平成26年3月10日(月)、11日(火)及び12日(水)の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

### (2) 開札予定日時

平成26年3月13日(木)午前10時

### (3) 落札者の決定

技術資料等の評価による得点を入札価格で除すことによって得た数値(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。

また、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、その者の次に総合評価点が高い者を落札者とすることがある。

なお、最も高い総合評価点を得た者が二者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

### (4) 落札者に対する通知

落札者に対しては、落札決定の日(ただし、休日を除く。)に、以下のとおり通知する。

#### ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

#### イ 落札者が端末機利用者である場合

電話により通知する。

### (5) 落札者以外の入札参加者に対する通知

#### ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

#### イ 端末機利用者である場合

落札決定の日の翌日から3開庁日の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)の期間に、来庁時の口頭又は電話による問合せがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札決定の日の翌日から3開庁日の期間に、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し提出すること。

(6) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、落札決定の日の翌日(ただし、休日を除く。)午後1時から4(2)ア(ア)の場所で閲覧に供し、併せて契約課のホームページにおいて公表する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

1(1)ア～ウ共に、免除する。

(2) 契約保証金

1(1)ア～ウ共に、納付を要する。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札の無効

規則第6条の2各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札は無効とする。

11 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 4(2)ア(ア)に同じ。

(5) 設計図書の内容や積算に関する質問は禁止する。

(6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者(以下「契約者」という。)と落札者以外の者(以下「非落札者」という。)とが次に

掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請，3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

- (7) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により，契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし，契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお，誓約書を提出しない場合は，契約を締結しない。

- (8) 下請契約を締結する場合には，当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また，工事に係る資材，原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には，当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

（行財政局財政部契約課）